

広島県金融広報委員会の講師派遣制度について

年金、金融商品、悪質商法、生活設計など、身近なテーマについて講師派遣【無料】を行っています。

※10名以上のグループでお申込みください。

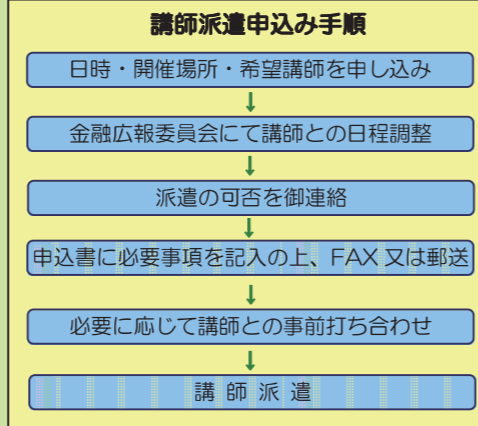
※学校、公民館等への講師派遣も可能です。

※講師は消費生活アドバイザーやCFP（ファイナンシャルプランナー）などです。内容によって講師の御希望を伺いますので、電話で御相談ください。

広島県金融広報委員会

〒730-0011 広島市中区基町 8-17 日本銀行広島支店内
電話：082-227-4268 FAX：082-502-0165

当委員会は、広島県、中国財務局、日本銀行広島支店、県内の金融機関等からなる組織です。



【講師をつとめる金融広報アドバイザーの御紹介（平成25年9月現在）】

アドバイザー名	得意分野	アドバイザー名	得意分野
てじ ちえ 出路 千恵	・家計簿記帳と生活設計 ・子育て支援、家計診断 ・その他消費者問題	さとう けんじ 佐藤 建次	・ライフプラン ・リタイアメントプランニング ・老後の財産管理
おおた かずこ 太田 和子	・金銭教育 ・高齢者の生活設計 ・消費者啓発	かじもと りえ 梶本 利恵	・生活設計・資金計画の立て方 ・生活設計における保険設計の基本 ・金融経済の基礎知識
どい けいこ 土井 敬子	・消費者問題 ・金銭教育 ・生活設計	いそぎ のりお 磯崎 紀夫	・ライフプラン ・金融知識の普及 ・キャリアカウンセリング
すぎもと えいぞう 杉本 栄三	・ライフプランの重要性と金銭教育 ・60歳以上の生活プランと資産運用 ・ライフキャリアプランニング	くらはし たかひろ 倉橋 孝博	・金融資産運用の基礎知識 ・高校生、大学生へのコーチングを通じた金銭教育 ・老後資金づくりと相続対策
いしだ しげる 石田 茂	・金銭感覚の育成 ・消費者問題 ・高齢者の生活設計	まつおか くにやす 松岡 那泰	・幼少期からのしつけと金銭教育 ・児童、生徒の金銭教育 ・くらしと金融の基礎知識
むかい のぼる 向井 昇	・金融経済の基礎知識 ・退職後の生活設計 ・経済新聞の読み方	かわむら さわこ 川村 佐和子	・消費者トラブル最新情報 ・賢い「子ども消費者」になろう！ ・「参加型」消費者トラブル対策講座

あなたのまちの消費生活相談窓口

市 町	電話番号	相談日※	相談時間※
広島市	082-225-3300	火を除く毎日 (祝日も対応)	10:00~19:00
呉市	0823-25-3218	月~金	8:30~16:30
竹原市	0846-22-6965	月~金	10:00~16:00
大崎上島町	0846-65-3123	奇数月の第1金	10:00~15:00
三原市	0848-67-6410	月~金	9:00~16:00
尾道市	0848-37-4848	月~金	9:00~17:00
福山市	084-928-1188	月~金	8:30~16:30
府中市	0847-43-7106	月・火・木・金	10:00~16:00
三次市	0824-62-6222	月・火・木・金	9:00~16:00
庄原市	0824-73-1228	月~金	9:00~16:00
大竹市	0827-57-3236	火・金	9:00~16:00
東広島市	082-421-7189	月~金	9:00~17:00

市 町	電話番号	相談日※	相談時間※
廿日市市	0829-31-1841	月~金	9:00~16:00
安芸高田市	0826-42-1143	水・金	9:30~16:30
江田島市	0823-40-2212	月~金	10:00~16:00
府中町	082-286-3128	月~金	9:00~16:00
海田町	082-823-9219	木	9:30~16:00
熊野町	082-820-5636	月・水	10:00~16:00
坂町	082-820-1535	水	9:00~16:00
安芸太田町	0826-28-1973	月~金	9:00~16:00
北広島町	0826-72-5571	木	10:00~16:00
世羅町	0847-22-1111(代)	月~金	10:00~16:00
神石高原町	0847-89-3088	月~金	9:00~16:00

※祝日・年末年始(広島市は年末年始)は休みです。
また、昼休憩があります。

【県の相談窓口】 広島県生活センター（環境県民局消費生活課）

〒730-8511 広島市中区基町 10-52

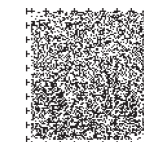
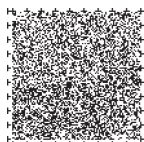
<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/life/1/4/>

消費生活相談 ☎082-223-6111 … 商品・サービスに関するトラブル、不当・架空請求など

県民相談 ☎082-223-8811 … 相続・遺言、結婚・離婚、交通事故、多重債務問題など

受付時間：月曜～金曜日（祝日、年末年始を除く） 9時～16時（12時～13時は休み）

◆この情報紙に関する問い合わせ先 広島県 消費生活課 消費政策グループ ☎082-513-2731



平成24年度 消費生活相談状況から

～高齢者の方からの相談が増えています！～

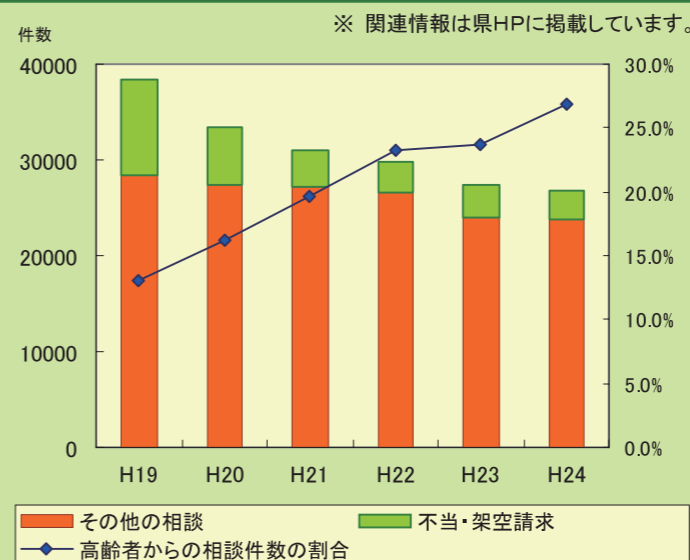
平成24年度に、県及び市町の窓口で受け付けた消費生活相談件数は26,864件で、前年度と比べると535件、率にして2.0%減少しました。このうち「不当請求・架空請求」の相談は3,089件で前年度に比べ11.6%の減となりましたが、それ以外の相談は23,775件で前年度比0.5%の減少で、ほぼ横ばいとなりました。〔表1〕

全体の相談件数が減少傾向にある一方、高齢者（65歳以上）からの相談は年々増加しており、昨年度は、全相談件数に占める割合が26.9%にのぼり、全体の1/4を超えました。〔表1〕

商品・サービス別の相談件数では、これまで1位だった「融資サービス」が、主に平成20年の貸金業法の改正により相談件数が徐々に減少した結果、2位だった「不動産貸借」と入れ替わりました。

4位の「健康食品」、5位の「建築・工事等」は、昨年度から大幅に増加しています。これらの相談は、主に高齢者から寄せられており、高齢者が狙われている状況が明らかとなっています。〔表2〕。

【相談件数の推移と高齢者の相談割合】〔表1〕



【商品・サービス別相談件数】〔表2〕

順位	商品・サービス	相談件数	前年度比 (%)
1位	不動産貸借	1,527	▲7.2%
2位	融資サービス	1,519	▲15.0%
3位	情報提供サービス	1,064	▲2.1%
4位	健康食品	947	▲149.2%
5位	建築・工事等	692	▲31.8%
6位	商品一般	605	15.0%
7位	インターネット通信サービス	545	▲6.0%
8位	預貯金・証券等	535	▲26.5%
9位	役務その他	527	9.8%
10位	自動車	435	9.3%

(注)「不当請求・架空請求」を除く。%は対前年度の増減の割合

目次

- 高齢者を狙う悪質業者 … 2～3
- 広島県金融広報委員会の講師派遣制度、相談窓口 … 4

これは音声コードです。

目の不自由な方への情報提供を目的に作られたものです。この音声コードを、活字文書読み上げ装置で読み取らせると、音声で読み上げます。

高齢者を狙う悪質業者

電話で

健康食品の送りつけ

【相談内容】

申し込んだ覚えが無いのに、7万円の健康食品を送るという電話があった。業者は強引で、「4か月前に申し込んでいる」と言い、断っても聞いてくれない。孫に電話をかわってもらい、「消費生活センターに相談する」と言うと、相手は「公的機関が間に入ったらトラブル料金が発生するので、割引は効かなくなる」と強い口調で言った。(80歳代、女性)



【アドバイス】

- 頼んだ覚えの無い場合、きっぱりと断りましょう。
- 電話で強引に勧誘され、送ることを承諾してしまった場合でも、クーリング・オフできます。
- 支払ってしまうと、お金を取り戻すのは非常に困難です。また、次々と同じような電話がかかってくるようになる可能性もあります。お金を支払う前に早めに相談しましょう。

海外不動産の投資話

【相談内容】

先月A社から自宅に封筒が届いた。その後B社から「封筒が届いていないか」と電話があり、「カンボジアの農業不動産に投資するともうかる」と言われた。カンボジアのためになるのであればと思い、1口分の10万円を支払った。その後、「このままではインサイダー取引になる」とB社から電話があり、言われるがまま100万円振り込んだ。その後も「買い取りに行くので投資額を増やして欲しい」と電話があり、宅配便で「書類」として400万円送った。A社からは領収書以外のものはもらっていない。老後の資金がなくなり、今後の生活が不安だ。(80歳代、男性)

【アドバイス】

- 「封筒が届いた人だけ」「必ずもうかる」「高値で買い取る」等と持ちかけてくる勧誘の電話には、「興味ありません」「お断りします。今後は、電話しないでください」と言って電話を切りましょう。
- テレビ等で取り上げられたニュースを利用したり、環境・世界への貢献を謳い文句にすることもあります。「聞いたことがある」「社会のためになるなら」と、業者の話や送られたパンフレットの記載をうのみにしないで、家族や信頼できる知人に相談しましょう。



訪問で

点検商法

【相談内容】

高齢の両親の元に業者が訪ねてきて、「以前排水管の修理をしたことがある。見せて欲しい」と言って、排水枡を見た後、「屋内に問題があるかもしれないので、床下を見せてほしい」と床下にもぐった。「床下が濡れている」と言って、調湿剤の契約を勧めてきた。男性が二人加わり、調湿剤を居間と台所の床下に敷き、5日後に集金に来ると言って帰った。両親から連絡を受け、自分が床下を確認すると、濡れた所は無かった。高額な調湿剤は必要ないと思うので解約したい。(50歳代、男性)



【アドバイス】

- 事前に何の連絡もなく突然訪問してきて「点検する」という業者は、警戒しましょう。
- 点検してもらっても、すぐその業者と契約しないようにしましょう。まずは、家族や信頼できる知人に相談してみましょ。
- 点検商法などの訪問販売の場合、クーリング・オフ制度があります。契約書類を受け取ってから8日間以内なら、無条件で解除できます。工事が済んでいても、業者の費用で、元に戻してもらうことができます。

印鑑の訪問販売

【相談内容】

ある日、男性と女性の販売員が突然訪ねてきて「姓名判断をしてあげましょう」と言われた。自分の名前の字画や生年月日などを伝えると、姓名判断用の用紙を見せながら、いろいろ説明してくれた。「他に悩みは無いか」と聞かれたので、「40歳の息子が未だに結婚できない」と話すと、息子の名前についても姓名判断を始め、説明してくれた。いろいろなことを言われ、頭が混乱してきたところに、「息子さんの縁談がまとまるよう鑑定してあげましょう。開運の鑑定書付の実印をつくれれば、結婚できます」と言われたので、息子のためならと、印鑑を購入することにしてしまった。(70歳代、女性)

【アドバイス】

- 何かを買ったからといって、すぐに運が開けてきたり、幸せになれたりすることはない、ということを理解しましょう。
- 「このままでは不幸になる」などと不安を煽るようなことや「ご利益がある」と合理的な根拠のないことを言われ、高額な商品やサービスを勧められたら、要注意。必要なければ、きっぱり断りましょう。



困った → しまった！ そんなときはまず相談

